

令和5(2023)年度アスベスト対策に関する講習会 質問及び回答

No.	質問	回答者	回答
1	工作物の石綿事前調査資格者の受講がどこで受けられるのか、早く知りたいです。	愛知県	石綿含有建材調査者講習の講習会情報については、厚生労働省の石綿総合情報ポータルサイト（※1）でご確認いただけます。 現時点で工作物の石綿含有建材調査者講習に関する情報の掲載はございませんが、今後当該ホームページで順次情報を公開していく予定とのことですので、公開まで今暫くお待ちください。
		愛知労働局	講習機関の確保のために、安全衛生教育を実施する機関や団体等に働きかけを行っているものの、現時点では愛知県内に当該講習を実施する機関はありません。皆様に少しでも早く講習を受講していただけるように、今後も引き続き、関係各所への働きかけを行ってまいります。
2	・当社は、舗装工事を主とし土木工事を行っています。既設のアスファルト舗装版やコンクリート構造物（無筋・有筋）や二次製品（側溝など）などの土木構造物の取壊しや撤去を行う場合においては、工作物の対象にはならないという認識でよろしいでしょうか。	愛知県	建築物等の解体等に該当しないため事前調査を行う必要がない作業は、マニュアル（※2）P89～90に記載されている作業となります。 よって、お問い合わせの作業が、マニュアルP90の（エ）iに記載の「道路法第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。）」に該当する場合は、事前調査の対象とはなりません。
		愛知労働局	道路法上で規定する「道路」のうち、道路土工や舗装などの限定列举されたものについては、国土交通省による調査結果から、石綿が使用されていないことが確認されています。したがって、これらに該当する場合には、事前調査の対象とはなりません。 詳しくは、石綿障害予防規則の解説（※3）のP.3のエのiをご参照ください。
	愛知県	建築物等の解体等工事に該当する場合には、大気汚染防止法第18条の15第3項、第5項及び第6項に基づいて事前調査の記録の作成等を行う必要があります。 なお、道路法第2条第1項に規定する「道路」のうち道路土工や舗装等については、国土交通省によりアスベストが使用されていないことが確認されており、建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査や記録の作成等が不要となります。建築物等の解体等に該当しない作業について、詳しくはマニュアル（※2）P89～90をご確認ください。	

No.	質問	回答者	回答
3	<p>・埋設管において、過去の埋設管で図面や記録にない管が出土する場合があります。予期せず出土した埋設管が石綿管であった場合、事前調査は不可能になります。その際の調査～撤去を行う手順はどのようになるかご教示願います。予期せず出土したために誤って壊してしまった(割れてしまった)場合はどのように対応すればよいのかご教授願います。</p> <p>・あらゆる場面で「等」という表現がなされていますが、対象かどうかの判断ができない場合が多いです。例を挙げて具体的に説明があると分かりやすいと思います。例えば、「アスファルトなどの撤去は事前調査対象外です」「道路建設工事などは大防法の調査・記録・現場掲示は対象外です」などです。</p>	愛知県	<p>事前調査を実施した際に目視により確認することが困難な材料があった場合には、目視により確認することが可能となったときに事前調査を行うとともに、必要に応じて事前調査結果の報告を修正していただく必要があります。</p> <p>なお、解体等工事中に石綿含有建材が見つかった場合は、飛散防止措置等を行い、速やかに工事現場の市町村を所管する県民事務所等の環境保全課（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市は各市役所窓口）に御相談ください。</p>
		愛知労働局	<p>仰るとおり、設計図書等に記載がなく、また、土中に埋設されているものということであれば、工事着工以前に法令に基づく事前調査（目視+設計図書の確認）を行うことは困難であると考えられます。しかしながら、石綿則第3条第9項では、このような場合でも、目視が可能となった段階で事前調査を行わなければならないとされています。したがって、工事の施工途中で予期せず埋設管が出土してしまった場合には、その段階で改めて事前調査を行わなければならないとされています。</p>
		愛知県	<p>建築物等の解体等に該当しないため事前調査を行う必要がない作業は、マニュアル（※2）P89～90に記載されている作業となります。これら建築物等の解体等には該当しない工事においては、記録の作成等も不要となります。</p> <p>アスベストは、建材の種類、施工時期等により含有の有無が異なり、一律に調査対象を示すことが困難なため、アスベストが含まれていないことが明らかであること等から除去等を行う際に周囲の材料を損傷させる恐れのない場合や、国における調査の結果等から石綿が使用されていないことが確認された場合等に事前調査が不要となっております。疑義が生じた場合には工事現場の市町村を所管する県民事務所等の環境保全課（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市は各市役所窓口）に御相談ください。</p> <p>なお、道路工事の事前調査の実施等については、No.2の質問及び回答も参考にしてください。</p>
4	<p>平成18(2006)年9月1日以降の着工の現場仮設事務所ハウスの解体について、現在GビズID石綿事前調査結果の報告・申請を実施していますが、今後も石綿含有の有無に関わらず報告・申請が必要でしょうか？</p>	愛知県	<p>平成18(2006)年9月1日以降の着工の建築物等の解体等についても事前調査結果の報告が必要であり、現時点で、報告対象の変更の予定は示されておりません。</p> <p>事前調査結果の報告は、解体等工事において事前調査が適切に実施されているかを把握するのに必要となるため、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、報告対象の変更等、制度が変更等される場合には、県ホームページ等で周知を行ってまいります。</p>
		愛知労働局	<p>事前調査の実施対象となる工事であり、かつ、一定規模（請負金額等により判断）以上の工事である場合には、石綿含有の有無にかかわらず、事前調査結果の報告が必要となります。</p> <p>行政側において、「事業者による調査が適切に行われているか」という情報を幅広く収集する必要があるため、石綿の有無にかかわらず皆様に報告をお願いしております。また、現時点で、将来的な報告範囲の拡大ないし縮小についての見解は示されておりません。</p>

※1 石綿総合情報ポータルサイト：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

※2 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和6年2月改正、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局環境管理課）：
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

※3 石綿障害予防規則の解説（令和3年3月29日一部改正、厚生労働省労働基準局）：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/top2.pdf>